

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2006～2009

課題番号：18530021

研究課題名（和文） 行政法理論のダイナミクス研究：制度改革を機縁とする理論の変容

研究課題名（英文） Dynamism in Administrative Law Doctrines:
Doctrinal Change after Institutional Reforms

研究代表者

中川 文久 (NAKAGAWA TAKEHISA)

神戸大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：10252751

研究分野：公法

科研費の分科・細目：法学・公法学

キーワード：行政法，行政改革，制度改革，ダイナミクス，ガバナンス

1. 研究計画の概要

行政法解釈理論の変容がどのように進行しつつあるのかのダイナミズムを、行政改革等の制度改革との関係で、解き明かし、記述しようとするものである。第1に、同じく制度改革を取り扱う経済学や政治学と共通の視座をもてるアプローチ方法を編み出すこと、第2に、それをを用いて具体的な影響を検討することを目標としている。

2. 研究の進捗状況

(1) アプローチ方法の開発については次のとおりである。

1990年代から2000年代に一連の立法として成果を挙げた行政改革、地方分権改革および司法制度改革などによって、現在きわめて多様な行政法制度が成立していることを説明するため、日本の統治システムを、政府（統治機構）と社会（市場・市民）と社会的諸集団（自治的団体など）の3つの場におけるガバナンス・ミックスとして捉える方法を提案した。

これは、政府（統治機構）のみで社会統治をすることは不可能であり、市場や自治的集団の力を借りて、それぞれがもつガバナンス力を利用する必要があるというアイデアにたつものである。その結果、政府による権力的ガバナンス、市場による競争ガバナンス、自治的集団による交渉的ガバナンスという3つを基本に、それらを組み合わせたり（ガバナンス・ミックス）、また、政府や自治的集団それぞれ自身のガバナンスを維持するための仕組みも必要になるという形で、統治システムの全体を理解するという体系的理解を得た。

取り上げた例としては、行政と行政権、法の支配などといった古典的概念との関係、行政改革等を経て、政府それ自身のガバナンスを維持するための法制度が広範に成立していること、再開発組合などの制度については自治的集団のガバナンス力を政府が利用する仕組みであると説明されること、「私人による行政」現象などである。

(2) 行政改革、司法制度改革がなぜ起きたのか、そしてそれが行政法理論にもたらす影響が何かについて、上記のアプローチを用いて、「法治主義」や民主制、権力といった古典的概念から、効率性、公私協働といった現代的概念までを統一的に扱っている。

また、司法制度改革の結果である行政訴訟改正や法科大学院制度を通じて、行政法解釈の重要性が高まり、それが最高裁の裁量のとらえ方や合理性審査にどのような影響を与えられているか、訴訟要件審査にどのような影響を与えられているかの検討も済ませた。

さらに、そのような影響を踏まえた最新の判決動向をふまえ、これを実際の法科大学院教育用に応用することを念頭においた書物の執筆公表も済ませている。

3. 現在までの達成度

①当初の計画以上に進展している。

最重要の課題であったアプローチ方法の開発（政府市場コミュニティの三空間の間の役割分担と連携、さらに各空間の規律維持という、2次元的組み立て）を、研究期間2年目末にほぼ完成させることができたため、後半2年間を具体的検証に費やすことができた。

検証を通して、さらにアプローチ方法の完成度が高まっただけでなく、現在は、これを用いた次のステップを準備するための研究にも一部移行しつつあるため、当初計画で想定していた程度を超えた成果を得られていると考えている。

法整備に向けて』229～245頁（商事法務，2007年2月）

4. 今後の研究の推進方策

(1) 最終年度である今年は、上記アプローチ方法（政府市場コミュニティの3空間アプローチ）を、わかりやすい形で呈示するとともに、19世紀、20世紀、21世紀という3世紀間の行政法発展の歴史に投影させることで、法治主義や民主制、行政概念といった公法上の諸概念の構造について、これまでとはまったく違った光をあてるべく、総まとめとなる論文を執筆中である。

(2) その一方で、次のステップを準備する。上記アプローチ方法は、公法分野における伝統的な法解釈論（ドグマティック、ドクトリン分析）と、経済学・政治学の視点からする理論分析（モデルを構築して説明し、可能であればデータで実証する）との橋渡しをするための必須の道具立てである。

そこで、このアプローチを用いて再整理した行政法法理について、法の経済学的、統計学的、政治学的分析を、法律研究者にとって理解可能な形で導入するための準備作業として、諸外国における先行例の検討を始める。

5. 代表的な研究成果

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計2件）

1. 中川丈久「土地区画整理事業決定の処分性」法学教室341号20～32頁 有斐閣（2009年2月）
2. 中川丈久「行政訴訟における近年の最高裁の動向について」都市とガバナンス第10号63～68頁（2008年9月）

〔図書〕（計4件）

1. 中川丈久「議会と行政」小早川光郎ほか編『行政法の新構想I』掲載頁未定（有斐閣，2009年刊行予定）
2. 中川丈久・斎藤浩・石井忠雄・鶴岡稔彦編著『公法系実務訴訟の基礎』626頁（弘文堂，2008年4月）
3. 中川丈久「行政による新たな法的空間の創出」土井真一ほか編『岩波講座・憲法4 変容する統治システム』195～231頁（岩波書店，2007年11月）
4. 中川丈久「『分担管理原則』と公文書管理」総合研究機構・高橋滋編『公文書管理の